

令和 7 年 4 月 1 日
校 長 決 定

令和 7 年度東京都立晴海総合高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法 第 2 条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない。
- (2) 生徒をいじめから守り、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。
- (3) 教員の指導力を高め、学校全体による組織的な取組を行う。
- (4) 保護者や地域、関係機関と連携し、問題解決に向けた取組を行う。

3 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、「いじめ問題への基本的な考え方」にのっとり、在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

4 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するための学校いじめ対策委員会を設置する。

イ 所掌事項

- 未然防止
- 早期発見
- 早期対応
- 重大事態への対処

ウ 会議

年 3 回の定期会議及び必要に応じて開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生徒部主任、養護教諭、年次主任、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、必要な場合に臨時に学校運営連絡協議会内等に学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

- 学校いじめ対策委員会の支援
- 警察・児童相談所等との連携・協力依頼
- PTAとの連携・協力依頼
- 地域との連携・協力依頼

ウ 会議

必要に応じて設置及び会議を開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生徒部主任、スクールカウンセラー、警察職員、保護者代表、地域住民代表、
その他校長が必要と認める者

5 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア いじめほどの生徒にも起こりうることを想定し、「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気や学校全体に醸成する。
- イ 教員は、とりわけ問題を抱えていると疑われる生徒がいる場合には、積極的にコミュニケーションをとる。
- ウ 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめに向かない態度・能力の育成を図る。
- エ 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組（「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等）を推進する。
- オ いじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための講演会を開催する。

(2) 早期発見のための取組

- ア 生徒・保護者に向けて保健室、スクールカウンセラーの利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備を行う。
- イ 学級担任は、必要に応じて生徒との二者面談を行う。
- ウ 1年次生について、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- エ 年3回、いじめを把握するためのアンケートを実施する。
- オ 保護者会等を積極的に活用し、本基本方針等について保護者に説明する。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめを把握した場合、いじめ解決のための対応方針を適切に策定し、組織的な対応を行う。
- イ 被害の生徒の安全確保のために、状況をきめ細かく把握する。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーを活用し、被害の生徒やその保護者のケアを行う。

- ウ 加害の生徒を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。
- エ いじめを伝えた生徒を守り通すことを宣言し、安全を確保するための取組を徹底する。
- オ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある場合には、学校サポートチームを通じて、警察と情報を共有し、対応策を協議する。

(4) 重大事態への対処

- ア ここでいう重大事態とは、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」と「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」のことを指す。万一そのことが発生したと思われたときに、学校はいじめられた生徒の安全の確保と安心・安全な教育環境の確保に努める。さらにいじめた生徒に対しては、必要な教育上の指導や法的な措置もありうるという姿勢で臨む。
- イ 関係機関、専門家等との相談・連携を行うなど、学校の可視化に努める。
- ウ いじめが犯罪行為として取り扱われる場合には、警察との連携を行う。
- エ 事実関係を明確にするための調査の実施又は学校の設置者が行う調査への協力を行う。
- オ 重大事態発生についての教育委員会又は知事への報告及びその調査結果についての知事の調査への協力を行う。

6 教職員研修計画

- (1) 「いじめ問題への基本的な考え方」にのっとった組織として、段階に応じた具体的な取組を確実にこなせるようにするため、教職員に対する校内研修を年3回実施する。
- (2) 若手教員に対しては、スクールカウンセラーによるカウンセリング等に関する校内研修を年1回実施する。

7 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会等を積極的に活用し、本方針等について保護者に説明する。
- (2) 教員又はスクールカウンセラーによる個別の保護者相談を実施し、保護者が相談しやすい環境を整備する。
- (3) いじめの情報や学校の方針を早期から発信し、保護者との連携・協力関係の構築を図る。
- (4) PTA役員等に情報提供する等積極的にPTAと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

8 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地域と連携した体験活動などの推進等により、地域人材を積極的に活用する。
- (2) 警察、児童相談所等との連携や連絡体制の強化に努める。
- (3) いじめは犯罪行為に当たるという観点から、事実把握の上、学校は警察への通報を躊躇することなく行う。

9 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめの防止等に関する具体的な取組について、学校評価を実施する。
- (2) 「学校いじめ対策委員会」について、学校評価を実施する。
- (3) 「学校サポートチーム」について、学校評価を実施する。
- (4) 学校評価の結果をふまえ、本基本方針の改善を図る。